

## 五所川原市入札・契約事務に関する不当要求行為等対応要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等における入札・契約事務に関し、職員が不当要求行為等を受けた場合の対応について必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保し、もって入札・契約事務の公正性及び透明性の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等 工事請負、測量・建設コンサルタント等業務委託、製造の請負、物件の買入れ、役務の提供をいう。

(2) 入札・契約事務 市が発注する建設工事等における設計書及び仕様書の作成、予定価格の決定、入札及び契約の方法の選択、入札公告における条件の設定、指名業者の選定、契約の相手方の決定その他の入札及び契約に関連する事務をいう。

(3) 不当な情報提供要求 入札・契約事務に関する次に掲げる情報のうち、事前に公表されていないもの又は非公表としているものを提供しよう職員に対して要求する行為をいう。

ア 入札に参加する予定者の数及びその名称

イ 事前公表していない予定価格及び設計金額

ウ 五所川原市低入札価格調査制度要綱（平成29年10月1日制定）に規定する調査基準価格及び数値的判断基準

エ 五所川原市最低制限価格制度要綱（令和2年4月1日制定）に規定する最低制限価格

オ その他入札・契約に関し公表していない情報

(4) 不当な働きかけ 公正な入札・契約事務を害すると認められる行為を職員に要求する行為をいう。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 個別の案件に関するものではない建設工事等の発注、全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望などの行為

イ 不特定の者が傍聴できる公開の場で行われた行為

ウ 事業者の宣伝行為で通常の営業活動の範囲と認められる行為

(5) 不当要求行為等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

### (不当要求行為等への対応)

第3条 職員は、不当要求行為等又はその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

2 職員は、不当要求行為等又はその疑いのある行為に対しては、録音その他の客観的かつ再現可能な方法により記録を作成するものとする。この場合において、当該不当要求

行為等又はその疑いのある行為があった旨を速やかに所属長に報告しなければならない。

3 職員は、不当要求行為等又はその疑いのある行為に対しては、応じてはならない。

4 前項の規定による報告を受けた所属長は、入札・契約事務に係る不当要求行為等に関する報告書（様式第1号）により、管財課長を経由して総務部長に報告しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定による報告を受けたときは、次条に規定する不当要求行為等対策委員会に報告しなければならない。

（不当要求行為等対策委員会）

第4条 前条第5項の規定による報告を受けた内容が不当要求行為等に該当するか否かを判断するため、五所川原市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に定める職にある者をもって充てる。

委員長 副市長

委員 総務部長、財政部長、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、総務課長、人事課長

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

4 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

（公表等）

第5条 委員長は、その内容が不当要求行為等に該当すると判断したものについては、その結果を当該所属長に通知するとともに、不当な情報提供要求等一覧表（様式第2号）を作成し、随時、ホームページに掲載する方法で公表するものとする。

2 市長は、建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者が、不当要求行為等を行ったと認められた場合は、五所川原市建設業者等指名停止要領（平成17年3月28日施行）第2条別表第18号の規定に基づき指名停止を行うものとする。

## 附 則

この要項は、令和7年3月17日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入札・契約事務に係る不当要求行為等に関する報告書	
年 月 日	
1 不当要求行為等を受けた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から午前・午後 時 分頃まで
2 手段	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 場所	
4 相手方	(1) 団体名 (2) 役職及び氏名 (3) 住所又は所在地 (4) 電話番号
5 不当要求行為等の内容	
6 対応者	(1) 所属 (2) 氏名
7 対応内容	

